

各地区建設業団体等との地震・風水害・その他の 災害応急工事に関する業務協定

〇〇事務所長（以下「甲」という。）と〇〇建設業協会会長（以下「乙」という。）は、地震・風水害・その他の災害（以下「災害」という。）が発生する恐れがある場合の防止、災害が発生した場合の二次災害の防止及び復旧に係る工事（以下「災害応急工事等」という。）の施行に関して次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲が管理する道路、河川等の公共土木施設及び県土整備局の他の事務所長等が管理する公共施設の機能の確保及び回復のため、災害応急工事等を実施することを目的とする。

（出動協力要請及び支援要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、災害応急工事等を実施する必要があると認めたときは、乙に出動を要請する。

2 甲は、前条の目的を達成するため、乙のみの出動で災害応急工事等が完了しない事態であると判断したときは、他の事務所長等に対し支援を要請することができる。

3 甲は、他の事務所長等から支援要請があったときは、乙に対して出動を要請することができる。

4 甲は、前2項の要請をするときは、支援要請の内容について乙と協議する。

（災害応急工事等施工者）

第3条 乙は、災害応急工事等を円滑に施工するため、〇〇建設業協会に加入する建設業者（以下「施工業者」という。）の工事施工区間又は区域をあらかじめ定めなければならない。ただし、災害の状況その他により止むを得ない事情が発生したときは、工事施工区間又は区域を変更することができる。

2 乙は、他の管内から支援出動する施工業者（以下「支援施工業者」という。）の工事施工区間又は区域を決定し、支援施工業者に対して指示することができる。ただし、災害の状況その他により止むを得ない事情が発生したときは、工事施工区間又は区域を変更することができる。

資料- 17 (2)

- 3 乙は、前2項の工事施工区間又は区域を決定又は変更したときには甲に通知する。

(要請手続)

第4条 第2条第1項及び第3項の要請を行う場合の要請手続は、次の区分に従い行う。ただし、第2号については、同条第3項の要請を行う場合には適用しない。

(1) 連絡可能な場合の要請

通常の連絡方法が可能な場合は、電話等により、乙に出動を要請し、あわせて災害の場所、被害状況、工事内容等について連絡する。

(2) 連絡不可能な場合の要請

災害により電話等が途絶し、連絡が不可能な場合は、甲の要請がなくても、乙の判断により応急復旧が必要かつ可能であると認めるときは、第2条に定める甲の要請があったものとみなし、施工業者に災害応急工事等を施工させる。

(協力活動)

第5条 施工業者は、災害発生時には甲による乙への現地調査の要請の如何にかかわらず、自主的にパトロールを実施し、被害状況等について甲に連絡する。

- 2 災害応急工事等を実施する施工業者及び支援施工業者（以下「施工業者等」という。）は、現地に派遣された神奈川県県土整備局職員（以下「職員」という。）の指示に従い、工事を実施する。

- 3 災害応急工事等の現地に職員が派遣されていないときは、施工業者等は、第1条の趣旨に基づき工事を実施する。

(着工報告)

第6条 乙は、施工業者等が災害応急工事等に着手したときは、その状況を速やかに、様式1により甲（及び（一社）神奈川県建設業協会会長）に報告する。ただし、緊急を要するときは、電話等をもって報告し、事後様式1を提出する。

(費用の立替)

第7条 第5条の活動に要した費用は、施工業者等が一時立替えるものとする。

(精算単価)

第8条 前条により施工業者等が一時立替えた費用の精算単価は、災害発生時の神奈川県積算基準等による。

(費用の請求)

第9条 甲は、第7条により施工業者等が一時立替えた費用について、様式2による請求に基づき、協議の上支払う。

(災害補償)

第10条 第2条の規定に基づき災害応急工事等活動に従事した者が、死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合における本人またはその遺族若しくは被扶養者に対する災害補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がないときには、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年神奈川県条例第51号）、河川法（昭和39年法律第167号）第22条、水防法（昭和24年法律第193号）第45条の定めるところのいずれかによる。

(協定の効力及び更新)

第11条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は、終了日の翌日より1年間更新されたものとみなし、以降の期間についてもまた同様とする。

(協 議)

第12条 この協定に定めない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定める。

(施行期日)

第13条 この協定は、平成 年 月 日から適用する。この協定を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙は各1通を保有する。

資料- 17 (4)

平成 年 月 日

神奈川県〇〇〇〇事務所長 〇〇〇〇 印

〇〇建設業協会会長 〇〇〇〇 印

資料-17(5)

様式1 (第6条関係)

地震災害応急復旧工事着工報告書

路線名等	工事箇所 (目標)	着工年月日	完成 予定月日	工事概要	見込 工事費 千円	施工業者		被害の状 況	備 考
						社名	責任者		
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						
		・ ・	・ ・						

様式2 (第9条関係)

請 求 書

下記の災害応急工事にかかる費用を、次のとおり請求します。

平成 年 月 日

〇〇株式会社
取締役社長 〇〇〇〇 印

神奈川県〇〇土木事務所長殿

- 1 請求金額 金 円
- 2 応急復旧工事施工箇所
- 3 支弁費用の明細
支弁費用の明細は別紙のとおり

